

新型コロナウイルス感染症による臨時休業の判断について

令和5年5月8日 下野市教育委員会

市内小・中・義務教育学校では、学校で児童生徒の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応として、以下のとおり臨時休業を行います。

【学級休業】

○以下のいずれかに該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合
学級休業を実施する。

- ① 同一の学級において複数の児童生徒の感染が判明した場合
- ② その他、市教育委員会として学級休業が必要と判断した場合

○学級休業の期間は、5日程度を目安に、感染の把握状況、感染の拡大状況、児童生徒等への影響等を踏まえて判断する。

【学年休業】

○複数の学級を休業するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、
学年休業を実施する。

【学校全体の臨時休業】

○複数の学年を休業するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、
学校全体の臨時休業を実施する。